

## 新訂版事例で学ぶコンプライアンス第2版

本書発刊以降の法改正等による訂正・変更点をご案内いたします。

下線部分は変更箇所です（2022年7月1日現在）。

### Unit 1 コンプライアンスと会社

---

#### ■P. 9 根拠法令等

根拠法令等▶（2行目） 会社法 330 条（株式会社と役員等との関係）、339 条（解任）

#### ■P. 17 上から 9 行目、下から 9 行目～10 行目

○利益の保護に関わる 500 近くの法律

○内部通報窓口（ホットライン）を設置するなど、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることは、会社の義務とされています（従業員数 300 人以下の中小事業者においては努力義務）。

#### ■P. 24 下から 5 行目～6 行目

内部通報窓口（ホットライン）を設置するなど、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることは、会社の義務とされている（従業員数 300 人以下の中小事業者においては努力義務）。

### Unit 2 コンプライアンスと職場

---

#### ■P. 29 下から 8 行目

（2022 年 6 月現在、中小企業は猶予されていますが、2023 年 4 月 1 日に中小企業への猶予が廃止される予定です。）

#### ■P. 32 下から 2 行目

また、雇用管理上の職場におけるセクハラについての措置対象者は全労働者であり、正規雇用労働者、非正規雇用労働者、派遣労働者がすべて含まれます。

#### ■P. 37 根拠法令等

根拠法令等▶（3行目） 11 条の3（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

#### ■P. 38 上から 11～13 行目

労働施策総合推進法により、職場におけるパワーハラスメントとは、次の三つの要素をすべて満たすものと定義されています。

- ・ 優位性を背景に、つまり優越的な関係に基づいて行われること
  - ・ 業務の適正な範囲を超えて行われること
  - ・ 身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること
- 上司から部下に対してのみならず、先輩・後輩間や同僚間…

#### ■P. 39 下から 5 行目

根拠法令等▶ 労働施策総合推進法第 30 条の 2、民法 709 条

#### ■P. 45 上から 6 行目、下から 5 行目

○子の看護休暇制度については、小学校就学前までの子を養育する従業員は、事業主に申し

出ることにより、子が一人であれば年に5日まで、二人以上であれば年に10日まで、1日または半日または1時間単位で休暇を取得することができます。

○従業員が申し出た場合、対象家族一人につき、年5日まで、対象者が二人以上の場合は、年10日まで1日または半日または1時間単位で取得可能です。

### ■P.61 上から7行目

就業時間外の携帯電話のスイッチオン命令については、たとえ従業員が居場所や活動を自由にできるといっても、心理的拘束が生じます。

### ■P.64 上から9行目

職場におけるパワーハラスメントとは、(1)優位性を背景に、つまり優越的な関係に基づいて行われること、(2)業務の適正な範囲を超えて行われること、(3)身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること、の三つの要素をすべて満たすものをいう。

## Unit 3 コンプライアンスと仕事

---

### ■P.69 上から5行目、上から14行目

○具体的な課徴金の額は、違反期間（最長10年間）の売上額などに、行為類型等に応じた算定率を乗じたものとなり、談合金等が合算される場合もあります。また、①違反行為を繰り返した場合、または、②カルテル・談合を主導した場合は、それぞれ課徴金額が1.5倍となり、①②の両方にあてはまる場合は、課徴金額が2倍となります。

○公正取引委員会の調査開始日前なら、申告した順位に応じ一番目は全額、二番目は20%、三番目～五番目は10%、六番目以下は5%の減免率が適用されます。加えて、二番目以降は調査への協力度合いに応じて最大40%の減算率も適用されます。また、調査開始日以後なら、最大3社までは10%、4社以降は5%の減免率に加えて、最大20%の調査への協力度合いに応じた減算率が適用されます。

### ■P.72 下から6行目

この欠陥により他人や他人の財産に損害を与えたことが証明されれば、メーカーが損害賠償責任を負うものとし、被害者はメーカーの過失を証明する必要がなくなりました。ただし、原則として、被害者が、損害および賠償義務者を知った時から3年（人の生命または身体を侵害した場合は5年）、または当該製品が引き渡された時から10年経つと、損害賠償の請求権は、時効によって消滅するのが原則です。

### ■P.77 下から7行目

特に重大な危害を及ぼすおそれの多い石油給湯器、石油風呂釜の2品目（特定保守製品）について「長期使用製品安全点検制度」があります。

### ■P.81 上から5行目

国家公務員にとっての「利害関係者」とは、許認可を受けて事業を行っている事業者や、国から補助金を交付されている事業者など国家公務員の職務と利害関係を有する者です。

### ■P.84 下から7行目

対象が追加され、現在ではファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、カジ

ノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱い事業者、郵便物受取サービス事業者、  
…

## Unit 4 コンプライアンスと情報

---

### ■P. 95 根拠法令等

根拠法令等▶（1行目）個人情報保護法 23条（安全管理措置）、24条（従業員の監督）

### ■P. 100 上から6行目

個人情報をデータベース化して事業活動に利用している者は、個人情報取扱事業者にあたります。…

### ■P. 101 上から2行目

例外として、過去6カ月以内に一度も、当該個人情報データベース等を構成する個人情報から識別できる個人の合計数が5,000人分を超えたことのない事業者は除外されていますが、個人情報保護法の改正により、現在は、この例外は廃止されています。

### ■P. 103 根拠法令等、罰則例等

根拠法令等▶個人情報保護法 21条（取得に際しての利用目的の通知等）

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29年金融庁告示第 1号）

罰則例等▶個人情報の利用目的による制限・取得時の利用目的の通知・公表の義務に違反した場合、個人情報保護委員会からは是正を勧告・命令されることがあり（個人情報保護法 145条）、命令に違反した場合には、1年以下の懲役または 100万円以下の罰金に処せられます（同法 173条）。同時に会社も 1億円以下の罰金に処せられます（同法 179条1項）。

### ■P. 105 罰則例等

根拠法令等▶（1行目）個人情報保護法 23条（安全管理措置）、24条（従業員の監督）

罰則例等▶個人データに関する安全管理措置の義務に違反した場合、個人情報保護委員会からは是正を勧告・命令されることがあり（個人情報保護法 145条）、命令に違反した場合には、1年以下の懲役または 100万円以下の罰金に処せられます（同法 173条）。同時に会社も 1億円以下の罰金に処せられます（同法 179条1項）。

### ■P. 107 根拠法令等、罰則例等

根拠法令等▶個人情報保護法 24条（従業員の監督）、25条（委託先の監督）、27条（第三者提供の制限）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

罰則例等▶個人データ取扱委託先に対する監督等の義務に違反した場合、個人情報保護委員会からは是正を勧告・命令されることがあり（個人情報保護法 145条）、命令に違反した場合には、1年以下の懲役または 100万円以下の罰金に処せられます（同法 173条）。同時に会社も 1億円以下の罰金に処せられます（同法 179条1項）。

### ■P. 114 事例（上から2行目）・POINT

半年→1年

### ■P. 115 下から8行目

新規性喪失の例外として、発明の公開日から1年以内に特許出願するなど、一定の要件を満たした場合には、新規性を失わないものとされています。

## ■P.118 下から12行目

したがって、その保護期間はその時点から始まり、原則として、著作者の死後 70年経過 時までとされています。無名または変名の著作物や法人その他の団体名義の場合は、原則として、保護期間はその著作物の公表後 70年間 です。

## ■P.125 下から9行目、根拠法令等、罰則例等

2016年の特定商取引法改正により、ファクシミリ広告についても同様に規制の対象となりました。

根拠法令等▶ (2行目) 15条の3 (通信販売における契約の解除等)

罰則例等▶ 通信販売に関する規制に違反した場合等には、行政処分として指示や業務停止命令、業務禁止命令を受け、これらの指示や命令を受けたときはその旨が公表されます (特定商取引法 14条1項・3項、15条1項・4項、15条の2)。この指示に違反した場合は6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金またはその両方 (同法 71条2号)、命令に違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金またはその両方に処せられます (同法 70条3号)。

## Unit5 コンプライアンスと社会

---

### ■P.127 上から7行目

「困惑」とは、①不退去、②退去妨害、③不安をおおる告知、④恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用、⑤加齢等による判断力の低下の不当な利用、⑥靈感等による知見を用いた告知、⑦契約締結前に債務の内容の実施などにより、消費者が困惑して契約を締結した場合です。

消費者が契約書を取り消すと、相互に原状回復義務を負います。…

消費者が契約を取り消せる期間は、誤認に気づいた時、または困惑行為から脱した時から 1年以内、かつ契約締結の時から5年以内です。

### ■P.131 上から7行目

根拠法令等▶ (2行目) エネルギーの使用の合理化等に関する法律4条 (エネルギー使用者の努力)

### ■P.145 上から6行目

適時開示ルールに違反した場合、特設注意市場銘柄に指定されたり、上場契約違約金を徴求されたり、重大な違反の場合には上場廃止となることもあります。

### ■P.147 上から3行目

ただし、大量破壊兵器の拡散のおそれがない国向けの貨物の輸出や技術の提供については、キャッチオール規制の対象外です。

第一法規株式会社  
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17  
TEL (フリーダイヤル) : 0120-203-694  
FAX (フリーダイヤル) : 0120-302-640